免税事業者のみなさまへ

消費税

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～ A社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業
（免税事業者）

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？

町の雑貨屋
（課税事業者）

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）**を保存する必要**があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手
（インボイス発行事業者）

買手
（課税事業者）

A社さんの疑問

疑問1 **仕入税額控除**ってなに？

疑問2 当社が**登録しないと**どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3 申告って、**どう計算**するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問4 **登録を受けるかどうか**って、どう判断したらいいの？

疑問5 **インボイス**って**どう作れば**いいの？

疑問 1　仕入税額控除ってなに？

納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額（売上税額）　マイナス ー　**仕入れや経費の消費税額**（仕入税額）　＝　納付する税額（納付税額）

差し引く計算が**仕入税額控除**

仕入税額控除には**インボイスの保存が必要**

インボイスがなければ仕入税額控除できない※

※　一定期間、経過措置が設けられています

～　ぬいぐるみ取引の流れ（イメージ）　～

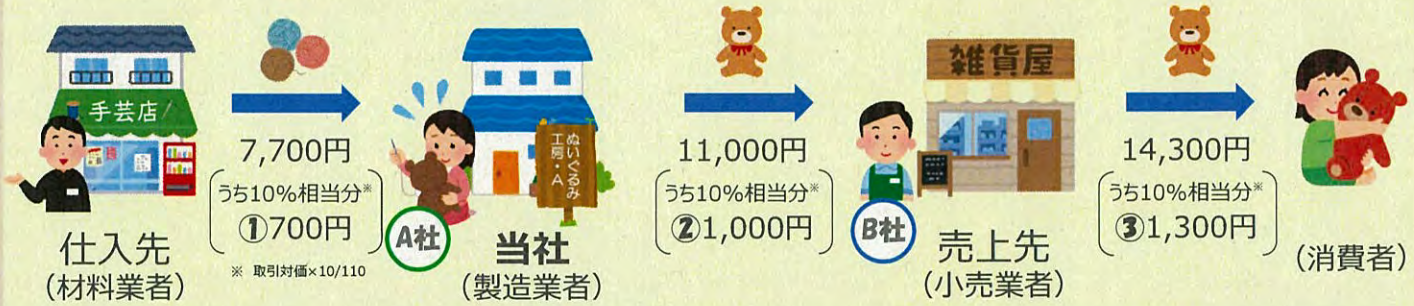

疑問 2

当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・

登録をしないと、
売上先（B社）にインボイスを交付できない
そして、売上先（B社）は、**インボイスがなければ仕入税額控除ができない**
ということは…

③ 1,300円（売上税額）－ ② 0円（仕入税額）＝ **1,300円**（納付税額）

1,000円の控除不可

インボイスがあれば300円

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合と比べ、**売上先（買手）の納付税額が大きく**計算されます※

※　一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置
（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**６年間**は、仕入税額の**一定割合を控除できます**（請求書の保存など、要件があります）

※ 一定割合 ⇒【令和５年10月～令和８年９月】80%
【令和８年10月～令和11年９月】50%

疑問 3

申告って、**どう計算**するの？
売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、**インボイスを保存**し、**仕入税額控除を行えば**…

② 1,000円（売上税額）－ ① 700円（仕入税額）＝ **300円**（納付税額）

控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%**ではなく**、**仕入税額控除後の金額**です※

※　帳簿とインボイスの保存が必要です

＋

一定の場合、**簡易課税制度**を適用することができます

☞３ページへ

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 －（マイナス） **仕入れや経費の消費税額** ＝ 納付する税額

売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ1

1,000円（売上税額） ×70%（みなし仕入率） ＝ **700円**（仕入税額）

ステップ2

1,000円（売上税額） －700円（仕入税額） ＝ 300円（納付税額）

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	９０％
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	８０％
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	７０％
第四種	その他事業（飲食店業等）	６０％
第五種	サービス業等	５０％
第六種	不動産業	４０％

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※　消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要**です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4　登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
  なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
  また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和４年１月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください

インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

※ **下線部**は、特に注意する項目です
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

～ 請求書の対応例 ～

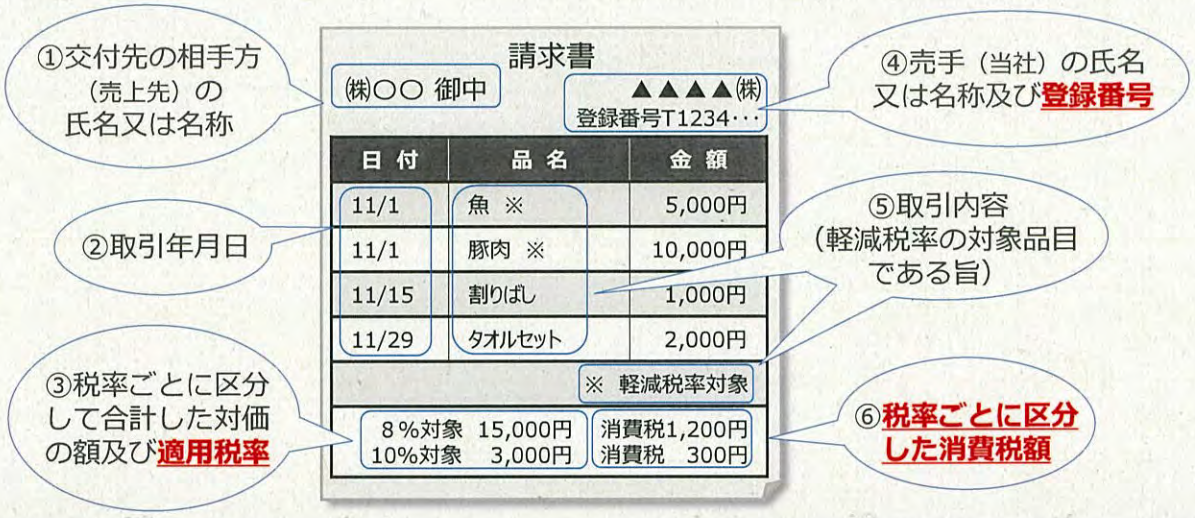

- 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたもの**であれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
  どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- **売上先**が**「仕入明細書」**などの形で**作成する書類も該当**します

登録手続

令和５年10月１日からインボイスを交付するためには、**令和５年３月31日までに登録申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続

もっと詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会

国税庁ホームページ　インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）

（令和４年２月）